



許可番号第 6660001169 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区扇町 6 番 1 号

氏 名 早来工営株式会社

代表取締役 小松 稔明

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎

許可の年月日 平成 28 年 6 月 24 日

許可の有効年月日 令和 5 年 5 月 31 日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類：

1. 感染性産業廃棄物 2. 廃 PCB 等 3. PCB 汚染物

以上 3 種類

事業の区分：積替え・保管を含む

特別管理産業廃棄物の種類：

1. 燃え殻 3. 廃油 5. 廃アルカリ 7. ばいじん
2. 汚泥 4. 廃酸 6. 銹さい 8. 廃水銀等

以上 8 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：①②大阪市西成区津守 3 丁目 8 番 6 号

(2) 面積：① 265m² ② 164m²

(3) 保管上限：① 50.3m³ ② 19.8m³

(4) 積み上げ高さ：① 1.8m ② 1.8m

(5) 特別管理産業廃棄物の種類：① 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銹さい、ばいじん、
廃水銀等

② 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 6 月 1 日 当初許可

平成 28 年 6 月 24 日 許可更新

令和 2 年 12 月 1 日 変更届出（施設の追加）

5. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無